

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四十五第

月三年七十和昭

論叢

資本主義的論理續論……………經濟學博士 柴田敬

ナチス社會保險の經營原理……………經濟學士 中川與之助

金本位の廢棄と支拂準備……………經濟學士 中谷實

錢莊業の機構……………經濟學士 徳永清行

時論

大東亞戰爭と經濟建設……………法學博士 神戸正雄

研究

日本綿業確立期に於ける貿易政策……………經濟學士 松井清

佛領印度支那貿易の性格……………經濟學士 河野健二

岩瀨忠震の開國交易思想……………經濟學士 松木順

說苑

李孤帆著「招商局三大案」……………經濟學士 鈴木總一郎

附錄

彙報・外國雜誌論題

研 究

日本綿業確立期の貿易政策

松 井 清

一 綿業に於ける日本の生産条件と日本型貿易政策

安政開國以來漸増する外國製綿糸布の流入に抗してわが國の當局者が如何なる政策を以て臨まねばならなかつたか、叡智に満ちた封建領主であつた薩摩の島津齊彬の資本主義的洋式紡績業移植の試み、それを原型とした明治維新政府の更に廣い全國的規模に於ける殖産政策の意義については此所では述べないことにする。こゝでは舊生産土壤に立脚する内地棉作をそのまま維持し、それと洋式紡績業とを直接に結び附けやうとした早期の企がその歴史的役割を終へて漸く整理期に入り、大量な原棉輸入の展望とそれに結びついた民營紡績業確立の見透しを得られた段階が取扱はれる。即明治十四年の深刻な沈滞期を轉期とする官營工場の民間拂下げ、それと併行して行はれた明治二十年以後の民營工場の相次ぐ設立の時期、更らに言葉を換へて言へば、上からの産業革命と下からのそれが漸く歩み寄り、日本的な産業資本確立の行はれた時期がこゝでの問題である。而も從來極めて多くの優れた先學たちによつて取扱はれたこの問題は、最早そのままの形を以てしては問題として成り立ち能はないで

1) 昭和十二年五月 經濟總局 染織部 原棉問題研究 昭和十二年九月
 三瓶孝子：日本紡績業と原棉問題研究 昭和十六年十月

あらう。私のこゝでの取扱ひが幾分かでも新味を主張し得るとすれば、それは日本の生産條件から出發しつゝ、貿易政策の日本型を明らかにすると云ふ點に存する。他國に先んじて産業革命を遂行し、完全に近代化した大土地所有を基柢とする英國經濟の自由貿易型、ユニカー的土地所有を完全に排除するいとまを持たず、廣汎な保護政策の下にユニカー的土地所有を基柢として近代産業の確立が行はれ、而も確立と同時に國內市場の狹隘の故の獨占化が行はれた後進國獨逸の保護貿易型、それらに對して日本貿易政策は如何なる意味を持つてゐるか、主たるわれわれの關心はそこに置かれる。

舊生産土壤に立脚する内地棉作をそのまゝに近代紡績業と結合しやうとする試みは失敗したけれども、舊生産土壤の持つた日本の特殊性は、農村を地盤とする紡績労働力の持つ特質のうちに、新なる装ひをこらして自己を保存した。そしてそれは低き労働賃銀のうちに集中的に表現されたのである。この低き労働賃銀が外國から移植された最新の技術と結合したときこそわが國綿業の確立の時期であつた。明治十六年以降わが國へ輸入せられた紡績機織布機並びに汽鐘汽機の統計を示せば次の如し⁴⁾。

年次	紡績機	織布機	汽鐘又汽機
明治十六年	三一四〇四	五八一	四四二五三
十七年	七一二六	六六二五八	七八五七一
十八年	一五一五三	四八四三	六七二八八
十九年	四四七九二	—	一三九三七五
二十年	一二四九七三	三〇八五九	三五〇九九二
二十一年	一一〇九八九四	一九七三〇四	六三二八八二
二十二年	八七〇五三一	一四五〇〇一	—

(圖以下切捨)

日本紡績業に於ける低賃銀を表現する資料として屢々引用される數字を掲げやう。それは紡績聯合會發行『紡績月報』に掲げられ、後に『棉花輸入綿糸輸出關稅免除請願理由書』⁵⁾中に收められたものである。當時に於ける主た

2) 拙著：國際貿易政策思想史、昭和十六年九月參照
 3) 初期紡績業については細川雲峰；本邦綿絲紡績史全五卷參照
 4) 聯合紡績月報14號、明治23年6月
 5) 紡績月報6號、明治24年12月
 6) 明治25年

る競争相手國が印度であつたため、生産費の比較は日本と印度との間に綿糸百斤について行はれてゐる。

	工費	石炭代	要具費	包装荷造費	諸雜費	金利	合計	織月報は次のやうな説明を加へてゐる。
日本	一三五・五	五〇・七	六五・五	一七・一	四五・二	五〇・〇	三〇六・四	織月報は次のやうな説明を加へてゐる。
印度	一五一・九	八六・七	九一・一	四〇・三	四四・三	四五・五	四五八・七	織月報は次のやうな説明を加へてゐる。

く、本邦の工費は、彼れより低廉なるが如しと雖も、彼英國・印度の如きは、規模廣大、資本餘裕、金利低廉、管理者職工の熟練、其他取引敏活なる利あり、加之原料棉花の原價、低廉にして且つ撰類の便利なる、又粗惡の棉花を以て、能く良糸を製造する等、到底、我紡績業の企及し得ざる所とす、故に、前記工費低廉の一事を以て決して安すべからず、是に因て之を視るも、原料棉花輸入税の免除は、輸入糸防遏の楯壁にして、此税の免除を得ば、我綿糸の價格は、直ちに彼れより低廉なるを得べしと雖も、若し夫れ然らず、此輸入税にして、免除すること無しは、我紡績業如何に技術商略を上進せしむるも、終に彼れと競争し得べからざる時機の屢々到来するを免れざらんとす、是れ、我紡績業者が、誠心實意、原料棉花輸入税の免除を望む所以なり、⁷⁾低劣銀はわが國紡績業最大の武器であつたけれども、國內市場に於て印度紡績と角逐するためには、資本蓄積の不足、⁸⁾金利の高位、及びとりわけ原棉の高價に惱まなければならなかつた。上掲統計數字は綿糸一單位當りに含まれた劣銀の比較を示すものであるが、聯合紡績月報第十四號に掲げられた『日本印度紡績業要項比較書』中の第二比較は、彼我劣銀絶對額並びに棉花百封度價値の比較を含んでゐる。

『此比較に據れば我工費は彼の最下點よりも下位に居り……棉花價値に至つては我産棉は高價なるを以て論ずるまでもなく、支那棉を以てするも印度棉を使用するも均しく運賃を要するが故に皆高買相場よりも高く、平均

7) 紡績月報6號
8) 聯合紡績月報14號、明治23年6月

印 度	女 〔二六六ヨリ 四四四〕	中 等 一〇一〇	九四〇	一割二分五厘
	男 〔四四〇ヨリ 八八八〕	上 等 一三八八		
日 本	女 二〇四・三	印度棉花 一四五・五 (上等)	四六九	一割二分二厘
	男 四一七・三	支那棉花 一三三・七四 日本棉花 一六九八・七五		
			石炭一噸價值	工費に對する 石炭費割合
			棉花百封度價值	
			工賃一ヶ月分	

十四圓九十五錢八厘三にして
 彼は十一圓九十九錢の懸隔を
 なす。……⁹⁾「國內市場を安固
 ならしむるためにも、はたまた
 國內市場へ進出するためには
 も何らかの「保護」を必要とし
 たことは容易に理解出来る。
 こゝに於て人は當然に獨逸流

の保護關稅乃至育成關稅を想起するであらう。しかし日本にはさう云つた條件が缺けてゐた。獨逸流の保護關稅を設定するための關稅自主權を日本は缺いてゐたのである。嘉永七年のペルリ來航と共にわが國は修好條約を結ぶべく餘儀なくされた。尤もこの條約には通商に關する規定が含まれて居らず、安政五年英米佛露蘭の五ヶ國との間に結ばれた安政條約によつて初めて關稅が問題となつたのであるが、それは片務的なものであつた。即ち外國から日本への輸出入品中食料品・石炭・木材・蒸氣機械・亞鉛・鉛等の必需品は從價五分、アルコール飲料等の嗜好品は從價三割五分、その他の諸物品は從價二割以上の稅を課すべからざることが、領事裁判權の承認と共にわが國へ強制されたのである。更らに慶應元年には同じく五ヶ國代表と「輸出、輸入の諸品都て價五分の運上を基本として、右運上目錄を猶豫なく改むべき」ことを約し、翌二年にはこれが江戸改稅約書として調印された。その後明治維新と共に絶へず關稅自主權の確立・領事裁判權撤廢のための努力が重ねられて行つたが、何れ

も成功せず、日本經濟は江戸改稅約書のもと關稅主權なしに産業革命を推行しなければならなかつたのである。¹⁰⁾わが國紡績業が綿糸輸入關稅の設定をではなく、反對に棉花輸入關稅の撤廢を主張しなければならなかつた根據はかくして理解することが出來やう。かうして低勞銀と最新の技術と安價なる棉花とによつてわが國紡績業は國內市場を守らうとした。しかし彼等は更らにいま一つの障礙に遭遇しなければならなかつた。それは綿糸輸出關稅である。農村に於ける完全な資本主義化の缺如はわが國の國內市場を極めて狹隘なものとしてゐたし、更らに生産手段の輸入が不可缺であり、かうした理由から紡績業は確立の當初から輸出産業でなければならなかつた。そして輸出産業であるためには從價五分の綿糸輸出關稅が撤廢せられる必要があつた。棉花輸入關稅撤廢の要求には間もなく綿糸輸出關稅撤廢の要求が附加せられたのである。

二 棉花輸入・綿糸輸出關稅撤廢に關する請願書

棉花輸入關稅の撤廢は紡績業の勃興を劃する明治二十一年より既に問題となつてゐたが、當初の要求は政府に於ても取上げられず、明治二十三年の恐慌期に於て再燃した。即ち同年五月東京に於て開かれた聯合會定期總會で議決され翌六月十四日大阪紡山邊丈夫、鎮紡駒井英太郎、尾張紡岡田令高三氏の名を以て、輸入棉稅免除再願の議が農商務大臣陸奥宗光の手許にまで提出せられたのである。¹⁾「輸入棉稅蠲免請願書」と題するこの文章はやゝ長いものであるが、その大意をこゝに引用しておかう。²⁾

本邦綿業紡績之業は明治廿年之前後に於て増錘又は新設等類に増加致し現今其の數三十五紡錘通計三十三萬三千四十本の多きに至り其原料に要する棉は一ヶ月八百二十四萬三千七百四十貫と爲し其大約八分即六百五十九萬四千九百九十二貫前後の額は支

10) 川島信太郎：本邦通商政策條約史概論、昭和16年。

1) 絹川雲峰：前掲第五卷參照。

2) 聯合紡績月報14號、明治23年。

那又は印度の産棉を購求して之に充つべきに付而者印度之儀は其製糸所謂孟買糸なる者近年輸入漸次増加し業既に我製糸と競争之勢を持し候に付其紡績業の實際を探索し併せて棉花買入の便宜をも取調可申爲め昨年六月外務大臣へ稟請し特別之御詮議を以て官吏一名彼地へ派遣之儀を允准せられ候に付本會よりも派員同行し其取調を爲し候頭末は別冊報告書之通に而尙此報告に據り彼我紡績業之得失を比較致候處別紙之通に有之其得失自ら趣を殊に致候得共要之彼の販路を本邦に擴張致候實際は其諸種の統計上に歴然致し此上彼一進して工程を振起し工費を節略し糸價を低減して益競争致候時は我紡績業は何程刻苦致候共其原料に於て彼に一籌を輸し候而已ならず其原料輸入之途に横たはり候棉花輸入税なる者有之其率綿棉百斤に付三拾九錢八厘(從量税)實棉は從價税に付假に從量税に換算し百斤に付凡三拾五錢に當り候に付遠く原料を彼地より購求致候上一度我稅關を經過すれば忽ち其價格を増し其製糸の原價は到底彼の如き低價なるを得ず然るに強て競争を爲し候而は竟に得失相償はざるに歸し可申申て茲に至り候時は痛歎流涕に不堪候抑國家興利之計は天産物を改造して人造品となし尙進て租貨を精貨に化し以て其價位を長進するを要すべきは今更陳述仕候迄も無之經濟之大理に候得共前現之如く棉花輸入税をして我紡績業の發達を抑し其競争に耐へざらしむるに至り候而は恐くは當初此税を制定せられ候政意に背き候而已ならず此税は乃ち我紡績業及織布業に對する一大害物にして彼製棉布等之輸入を増加せしむへき媒介物と可申も過言に無之奉存候試に昨廿二年に於る棉糸棉花棉織物等輸入之金額を通計すれば實に二千二百六十九萬八千八百八十六圓之巨額を成し此内五百六十五萬八千八百三十八圓は綿棉生棉之價金に係り六百二十三萬四千六百二十七圓は孟買糸之價金に係り乃孟買糸之金額は純額百分の廿六・四を占め候に付此巨額に代ゆるに我製糸を以てする時は此孟買糸の金額を減じ而の棉花の項に於て其原料に要する分即孟買糸價の四分の三、四百六十七萬五千九百七十圓餘を算し差引百五十五萬八千六百五十七圓餘我金貨の輸出減すへきに付國家之大經濟に於て利益之著大なる昭然掩ふへからず加之我紡績業にして此便宜を得候上は延て他の棉布の輸入額をも漸次減少すへき勉勵致し候儀は是亦當業者之責任たることを論を俟たざる事と奉存候間仰願くは此事情を御洞察被下棉花輸入税一切御蠲免相成候極非常之御處置被成下度此段奉願候也

かゝる請願書が提出せられたため、農商務省に於ては種々詮議の結果、三等技師平賀義美氏を大阪其他の地方に派遣して、親しく紡績業者につき諮問せしめることとなり、同氏は九月上旬大阪へ下り府下の主だつた紡績業者を招いて諮問するところがあつた。その結果同氏は棉花輸入税撤廢に對し次の如き三つの理由によつて反對意見をいだいたものやうである。³⁾

(第一) 本邦の棉作に影響を及ぼすべきこと

(第二) 輸入税を免ずるが爲めに外國綿糸の輸入を防遏し能はざること

(第三) 本邦棉作者の收利は紡績業者の收利に及ばざること遠く、故に輸入棉税を廢し一ケ年二十萬圓餘の保護を紡績業者に與ふるときは、本邦棉作者に毎年三十七萬圓の損失を蒙らしむるの事實を生ずべき理あるを以て大に事の順序を誤れる而已ならず國家經濟の趣旨に違ふものなり

平賀農商務技師の見解は直ちに同盟各社に傳へられ、同盟は更らに紡績業者の主張を強固ならしめるために、各社に調査を命じてゐる。農商務技師の反對意見表明は、相當紡績業者の心を痛めたやうで、明治二十三年十月の聯合紡績月報は「輸入棉税免除に關する世説」として次のやうな記事を掲げてゐる。『近來世上諸新聞紙上に輸入棉税免除の件は當業者より熱心に請願し居るにも拘らず、政府の之に對する方針は許可せざるにありと記載するものありと雖も、今確なる所より聞くに政府に於ても決して右様の方針を公示したるものに非ず、目下我紡績業の實況を調査中にあり且つ我請願委員に於ても未だ追願等は差出し居らず過日來同業者の意見に據り右願書を調製最中にして不日捧呈の運に及べき筈なれば、當業諸君は世説に迷はされ落膽するに及ばざる事と思はるゝなり。』かくして十一月提出の運びに至つたものが「輸入棉花税蠲免之儀に付追願」である。その内容は前記平賀氏等の反對意見に對する反駁であつて、こゝに關説するほどの必要を見ない。

紡績聯合會は同じく十一月の臨時總會に於て綿糸對支輸出の方針を決定したが、輸出關稅の現存するあり、こゝに於て棉花輸入關稅撤廢と併行して綿糸輸出關稅の撤廢をも要求することとなつた。明治二十四年一月廿二日紡聯理事岡田令高氏によつて提出せられた「綿糸輸出關稅免除請願」がそれである。餘りに長文なこの請願書の内容を全般に互つて引用することは避けなければならないが、大體の文意を傳へるだけの引用は必要であらう。

4) 聯合紡績月報、18號
5) 聯合紡績月報、21號(明治24年1月)

綿糸の人生缺くへからざる必須品にして其需要消費の夥多なるは喋々を俟たずして明なり英國及印度等に於て紡績事業の隆盛を極め印度の如き尙道年増設擴張を見るに至らんとするも偶然にあらざるへし政府夙に此に見る所あらせられ曩に英國より紡績機械を購入して之を民間有志に授け百方紡績事業の創立を御獎勵あらせられたれば民間事業者も該業を創立するの國益たるを了知し大に資を擲ち計畫せる所ありたるを以て近年紡績會社陸續興起するに至れり今明治廿一年以降全國紡績所の工場數及運轉鐘數を見るに左の如し

年次	工場數	運轉鐘數
廿一年十二月	二〇	一〇四六三六
廿二年十二月	二二	二〇〇五八四
廿三年十一月	二六	二四七六一二

—中略—

今本邦紡績事業急激増加の結果と外國綿糸の輸入と相待ちて供給其度を失し綿物の供給遂に其需要に超過し遂に販路の壅塞を告げ夥多の綿糸各社の庫中に堆積するに至るも亦止むを得ざるの情勢なり今試に本邦綿布の需用高を案するに人口四千萬人此内五百萬人は手繰糸を以て其需要に供するものとし差引三千五百萬人一人二封度半の綿布を要すとせば其高無慮八千七百五十萬斤にして之を綿糸俵數に換算するときは二十一萬八千七百五十俵に相當す是れ本邦人一ヶ年の消費高とす之に對する現在將來の供給高は左の如し

竺糸輸入高(廿一年廿二年平均)六萬三千八百八十八俵餘
 英 糸(同上) (五萬二千四百十六俵餘)

金巾類綿織物同(同上) (四萬三千俵)

(此綿織物碼數七千五百五十二萬五千碼を五十碼に付平均十二英寸に見積り綿糸に換算せり)

本邦紡績糸(廿三年一月より十一月迄の製額に依れり)九萬八千三百八十四俵

手繰糸(計算外に置く)

計 二十五萬四千八百八十八俵餘

然るに本邦紡績業新設増設全機運轉の期に至らば其總數三十八萬本に達し一本一晝夜八十匁の製額とするも一ヶ年尙廿萬俵前後

に達する難きに非ず然る時は前記需用の全額に超過する事實に十三萬俵前後にして供給已に其度を失す前途の困難想ふべし況や一朝尚況不振に際せば營業の困難實に名狀すべからず現今紡績業の困難は恰も前途の豫徴たるものの如し故に該業目下の急務は本邦綿糸外國輸販の擴張を謀るに可有之と奉存候

——中略——

本邦紡績業の實況前述の如く已に供需の度を失し内地販賣の市價は漸次低落の一方となり營業の困難未曾有の次第に立至りて本邦紡績者昨年十一月中大阪に於て臨時聯合會を開き困難救済の事を審議し輸入外國綿糸防遏内國販賣法の改良をも議決せし外主として滿場一致を以て清國輸販の道を議決したる次第に御座候

——中略——

頗年本邦紡績業の發達に隨ひ内地産の原棉のみを以て原料に供せんとするに已に業に巨多の缺乏を告げ左表の如く明治十五年以降年々輸入棉花の額を増加するに至れり——表略——

右の内印度米國産棉も有之候共其額たるや僅々一二分に止まり餘は悉く清國産に有之是れ之を印度及英國リヴァプール港米國等より輸入すると清國より輸入するとは航路の遠近に依り運賃の點に於て已に非常の差違有之故に將來も益々清國産棉を輸入するの利益たるは疑なき事に有之而して其清國輸入の産棉を以て製品となし以て同國に輸出するに於ては工銀を内地に收むるを得べく是れ彼我貿易上の利益にして其結果邦家の利益と相成邦家經濟上に於て甚た得策たるべき事と信用罷在候故に政府に於かせられても當業者を保護すると同時に貿易上の利益を保護進歩あらせらるゝの御見込を以て何卒輸出關稅免除被成降度當業者一同請願仕る義に有之候然るに於ては當業者は愈々一致協力濫賣をなして漁夫の利と相成るか如き事も誓て不仕永く輸出品の一として御國益と相成候様努力可仕候間願意御採用義備に奉懇願候

明治二十三年の恐慌に直面して確立當初の紡績業が國內市場の狹隘に如何に頭を悩ましたかが手に取るやうである。明治二十年を中心とする工場の増設増産にも拘らず、未だ家父長的農家經營の手になる手繰糸の多數存在するあり、況して安價な棉花を原料とする英竺糸の流入があつてみれば、わが國紡績業は嫌でもその販路を海外に求めねばならなかつた。そしてそれこそ他ならぬ朝鮮支那市場だつたのである。右引用中に於ては省略したけれども支那市場に於ける相場を精密に調査することにより日本紡績業者は如何に輸出關稅の撤廢を希求したことか。

三 運動の經過とその勝利

兩請願書提出後運動は引續き執拗に續けられて行つた。日本版自由貿易論者田口卯吉氏を招いて『輸出税全廢せざるべからず』と題する講演をなさしめたものが、明治二十四年三月二十五日發行の聯合紡績月報に掲げられてゐるが、それには觸れないことにしやう。その後八月の同紙には『大阪紡績會社にて左二十手五柵を去る三十日神戸出帆の尾張丸に積込み厦門日本郵船會社代理店ピーターセン商社へ向け輸出せしが之れぞ内國産の綿糸を同地へ輸出せし嚆矢とす。』とあるが、漸々待望の海外輸出も始まり、輸出關稅の撤廢は切實なものとなつて行つたらしい。十一月二十六日臨時聯合會が帝國ホテルに於て開催され左の如き議決を行つてゐる。

一、帝國議會開會中は臨時聯合會を東京に置き置く事

一、地方同盟會員中より在京委員四名を撰定し尙ほ東京在住の委員三名と共に請願事務を專任する事

かうして運動は漸く議會運動にまで高まつて行つたのである。その間にも十二月二日附報知新聞、七日附日本新聞、十五日附國民新聞の贊成論文に勵まされたり、東京商工會議所に於ける滿場一致の贊同を得たりすることがあつて愈々二十五日には貴衆兩院へ請願書提出の運びに至つた。第二議會は同夜衆議院解散となり、法律案としての提出は第三議會にまで延期されねばならなかつた。第三議會に至り明治二十五年六月八日法律案として提出せられ、同十三日の議事日程に上つてゐたが、議事輻輳のため終に議決されるに至らなかつた。第四議會に於て先づ棉花輸入關稅が加藤政之助・浮田桂造兩君によつて提出され、後に自由黨よりも別個に提案がなされた。明治二十六年二月の大日本綿糸紡績同業會報告は同議會の議事を次のやうにかゞげてゐる。『吾人の一日千秋の思

1) 聯合紡績月報、23號、明治24年3月
2) 紡績月報2號、明治24年8月
3) 紡績月報5號、明治24年12月10日

を爲し其通過を待ちつゝありし棉花輸入税免除法律案は愈々本月二十日衆議員を通過し直ちに貴族院に送達せり。抑も同案は已に昨年十二月十九日を以て特別委員會に於て可決し爾後本月に入り一月九日開會以來毎日引續き議事日程に上りたるも多議案の爲め議するに至らず、漸く本月十六日に至り特別委員長より委員會可決の報告あり、一二の反対ありたるも賛成者多數にて第二讀會を開くに決し、去二十日の議事日程第二にて第二讀會を開きしに一二の反対者ありたるが結局出席者總員百七十四名の内賛成者八十八名反対者八十六名即ち二名の多數を以て第三讀會を開くに決し、直に引續き第三讀會を開きたるが是又出席者總員二百三名の内賛成者百七名反対者九十六名即ち十一名の多數を以て全く衆議員を通過せり……而して衆議院議長は同案の可決せらるゝや直に之を貴族院に送達せり。⁴⁾同貴族院に於ては開期僅少にして遂に採決されるに至らなかつたが、こゝに於て棉花輸入税免除法律は漸く勝利への曙光を望むことが出来たと云へやう。綿糸輸出關稅についてはこれよりさき二十五年十二月二十二日貴族院に於てその免除を建議するところあり、二十六年第五帝國議會に於て政府提出の法律案として議會に提出された。棉花輸入關稅撤廢が棉作農民と關係あるため種々の反対に遭遇したの對し、綿糸輸出關稅免除はさしたる反對なくして衆議院を通過し(明治二十六年十二月十三日)、議會解散のため第五議會に於ては成立の運びに至らなかつたが、明治二十七年五月二十二日第六議會に於ける政府提出法律案として先づ衆議院を通過し、五月二十四日同貴族院をも通過し、こゝに法律第四號として公布せられるに至つた。⁵⁾

外國に輸出する綿糸は明治二十七年七月一日より海關税を免除す

綿糸輸出關稅撤廢への道が割合平坦であつたの對し、本邦棉作農民の犠牲に於て施行さるべき棉花輸入關稅

4) 大日本綿糸紡績同業會報等6號、明治26年2月
5) 大日本帝國議會誌第二卷參照

免除はその後も容易に成立するに至らず、第四議會で開期切迫のため握り潰しの運命をかこつたあと、更らに第五議會に中野武嘗君(開進黨)栗原亮一君(自由黨)により提案せられねばならなかつた。その頃から農民・地主の側よりの反対運動も漸く激しく、明治二十六年十二月の大日本農會報告は、激烈な口調で紡績業者攻撃の口火を切つてゐる。第五議會解散後更らに第六議會に於ても栗原亮一君(自由黨)外十一名によつて提出されたが、同議會に於ける綿糸輸出關稅免除法案の成立にも拘らず、同法の成立は更らに延期せられねばならなかつた。かくして明治二十七年八年の日清戰爭中にも引續き同運動は繼續され、遂に成立の運びに至つたのは明治二十九年の第九議會に於てである。この第九議會に於ては既に政府提出の法律案として提出するまでに機は熟してゐたのであるが、同議會に於ける諸質問は、この案の成立に至る過程が必らずしも易々たるものでなかつたことを物語るものとして興味深い。衆議院第一讀會に於ては先づ特別委員長栗原亮一君登壇して説明を行つた後、東尾平太郎君登壇代表的な反対意見を開陳した。東尾君は先づ紡績業の發達が最早政府の保護を必要とせずとの論旨を述べて曰く「抑々日本の聯合紡績會社が棉花輸入稅免除の運動を致したのは、明治二十二年でございます、明治二十二年に團結して農商務省に請願し、明治二十三年に帝國議會に運動を始めたのでございます、如何にも明治二十三年の頃には、紡績會社の數も少くあり、僅々鍾數も十二萬か十二萬か位であつたが、經濟社會の恐慌よりして紡績會社が非常に困難の時でございます、最初出願の際なれば之を保護する必要もあつたかと考へますが、今日紡績會社の景況は如何でありますか、今明治二十年よりの發達進歩の程度を簡單に述べて見ますれば、明治二十一年は鍾數が僅七萬鍾、二十一年には十萬、二十三年には二十七萬、二十五年が三十七萬、二十六年が四十九萬、二十七年が六十六萬、二十八年には九十八萬、殆んど百萬鍾に垂んとして居ります、僅に九箇年の間で十四倍の

6) 大日本農會報告、147號及173號參照
7) 大日本帝國議會誌、第三卷、なほこの點については名和統一著、前掲參照

より外仕方がないと云ふ境界に陥る、一方は共同團結して運動も同じくして居る、どうしても一方の勢が宜しい其の共同團結も出來ず唯旻天に泣くややうな者を助くる人は更に無い、本員の如きは是等の旻天に號泣して居る者を助けたいと考へて居ります¹¹⁾』と先づ農民の無力に同情を寄せ、次いで紡績業が最早保護を必要とせぬまでに發展した點について縷説してゐる。唯田中君に於てやゝ異なる點は、既に同法案の通過止め難きを察してか、棉花輸入關稅撤廢後他の方法による棉作獎勵について言及してゐることである。『要點だけに致します、只今申しまする通り八萬町歩も有りまする地面にどれ位人間が有るかと云ふことを考へて見ても分る、只今棉作のみをして生活して居る人間を調べて見まするに四千九百二十三萬九千四百五十人居る、其人間がどうも此外國から綿が入つた以上は次第に衰微して零落してしまふ、……それ故に他の事は止めまして本員の望む所を述べますと勢ひ今日の棉花輸入稅の免除と云ふものは勢のある問題でありますから若も是が通過致したならば、それに代る所の方法を何か一つ欲しいと思ひます、それは即ち内地の棉作を獎勵して貰ひたい……我國の棉作のまるで絶えないやうに致したい、此絶えないやうに致しまするには内地に棉作人を保護するばかりではありませぬ、萬一事が有つた時に内地に少しも綿の無いと云ふことになりましたならば人民は饑寒に苦むと云ふことになりはせぬかと思ひまするからして是非ともそれだけの事はせねばならぬと考へまする。』¹²⁾長々と引用したが要するにこれらの反對あつたに拘らず遂に第一讀會を通過し引續き第二讀會第三讀會はするすると通過することとなり、明治二十三年以來執拗に運動を續けられた棉花輸入關稅撤廢案は終に法案として成立するに至つた。時に明治二十九年三月二十六日。

外國より輸入する棉花は明治二十九年四月一日より海關稅を免除す

11) 大日本帝國議會誌三卷
12) 大日本帝國議會誌三卷

ひとはこの運動に關聯して十九世紀の初葉からその半頃の英國に生起した穀物條例を廻る諸運動を想ひ起すかも知れない。穀物條例の存續を希望する地主の運動と、その撤廢を要求する産業ブルジョアチーの運動とが火花を散らし、遂に後者の勝利に終り、あの華やかな自由貿易の時代を迎へた一聯の出來事は、經濟學を學ぶ者にとつて常になつかしい物語りとして喜び迎へられる。大日本農會による地主の側と新興紡績資本の側との對立は、形式的には英國の對立と類似してゐるが、その本質は全く別のものであつた。關稅撤廢によつてわが國の棉作は漸次衰退して行つたが、他作物への轉換によつて農村に於ける舊生産土壤そのものは持續されて行つたのであり、紡績業自身その農村から供給される低き勞銀によつてその後の大いなる展開を遂げ得たのである。關稅自主權なしに行はれた日本貿易政策の特殊性を規定する地盤はそこに求められなくてはならぬ。

さて舊生産土壤に立脚する日本棉作が如何にして衰退して行つたか、その間大日本農會による紡績資本への反撃は如何なるものであつたか、輸入關稅の撤廢後の外棉輸入が如何なる機構の下に行はれたか等の一聯の問題、更らに運動奏功後の綿糸輸出に關する問題等は、それぞれ續いで的機會に考へてみたい。

(附記) 本文を草するに當つて日本綿業俱樂部の貴重なる圖書の閱覽を許された細川雲峰翁の御好意に深謝す。